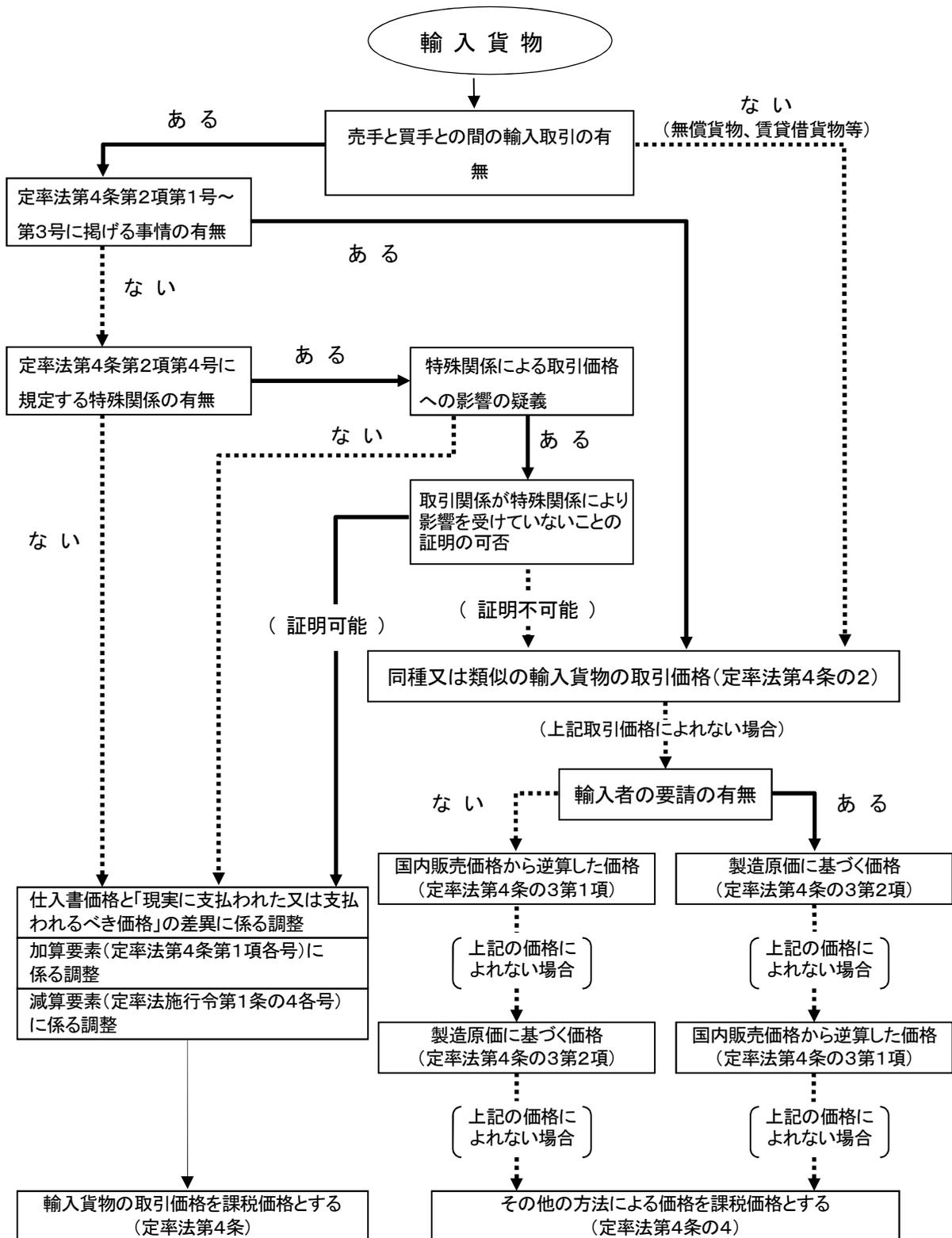


## 課税価格の決定方法



(注) 変質又は損傷に係る輸入貨物、航空運送等に係る特例が適用される輸入貨物については、定率法第4条の5又は第4条の6の規定により特別な方法で評価します。

## II 原則的な課税価格の決定方法 [定率法第4条第1項]

### 1 輸入貨物の課税価格

定率法第4条は、その第1項において原則的な課税価格の決定方法を規定しています。

この原則的な課税価格の決定方法は、輸入貨物に係る輸入取引（買手が本邦に住所、居所、本店、支店、事務所、事業所その他これらに準ずるものを有しない者であるものを除く。）がされた場合において、当該輸入取引に関し買手により売手に対し又は売手のために、当該輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格（以下「現実支払価格」という。）に、その含まれていない限度において運賃等（以下「加算要素」という。）の額を加えた価格（以下「取引価格」という。）を課税価格とするものです。

下図は、原則的な課税価格の決定方法をまとめたものです。

